

(別紙2)

「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
5 表示 告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 PLANT QUARANTINE AUSTRALIA ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。 <u>Australian Government</u> (2) (略)	5 表示 告示10の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 PLANT QUARANTINE AUSTRALIA ただし、コンテナの封印に表示する場合にあっては、次によるものとする。 <u>ア DAFF AUSTRALIA</u> <u>イ DAFFA AUSTRALIA</u> <u>ウ DA AUSTRALIA</u> (2) (略)

附 則

この改正は、平成28年11月22日から施行する。ただし、平成28年11月19日以前に輸出植物検疫終了の表示がなされた場合は、なお従前の例による。